

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月26日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	阪南市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/gyoukei/syakaihosyouzeibangouseido/

執行機関名 阪南市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成30年3月30日決裁)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		阪南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の項 阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成30年3月30日決裁)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成30年3月30日決裁)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、阪南市立小学校又は中学校(以下「本市小中学校」という。)に在籍する児童又は生徒(以下「児童・生徒」という。)の保護者に対して特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給することで経済的負担を軽減するとともに児童・生徒の就学の奨励を図り、もって義務教育の円滑な実施を目的とする
⑦独自利用事務の関連規範		阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成30年3月30日決裁)